

地域人権連神戸人権交流協議会
代表幹事 森元 憲昭



同和問題の最終的解決に向けて問題提起した 『人権と部落問題』6月号を贈呈致します

昨年の12月、「部落差別解消推進法」（新法）が日本共産党除く政党の賛成で成立しました。この新法が地域人権連および日本共産党の反対運動と国会論戦により、「毒にも薬にもならない」宣言法になったことはご承知の通りです。

しかし、「解放同盟」はこの新法を梃にして、同和対策を継続している自治体には継続と充実を、同和対策を完全に終結した自治体には同和対策の復活をさせるという方針で策動を開始しています。

すでにご存知のように神戸市においては全国に先駆け2002年にすべての同和対策を終結しました。また、新法成立直後の神戸人権交流協議会と神戸市当局との交渉（2017年1月）においても、新法があっても「同和対策の復活はない」と明言しています。

新法が制定されて全国論議が広がる中、京都の部落問題研究所の依頼を受け、『新法と神戸』というタイトルで、神戸市の同和対策の経験と教訓、新法に対する考え方、今後の部落解放運動の在り方について報告させていただきました。

新法制定という新たな情勢のもとで、改めて神戸市における同和対策終結の教訓、部落問題解決の到達点を整理させていただきましたので、鋭意ご検討いただき、皆様の今後の部落問題解決への基本的認識の柱のひとつに加えていただき、「神戸においては同和対策の復活を絶対許さない」という立場を改めてご確認いただければ幸いであると考え、冊子を贈呈することになりました。

神戸の伝統は、部落問題が自由に討論できる。それを基礎に部落問題解決を市民運動の課題として、共同した運動を積み上げ、「解放同盟」などの暴力・利権あざりを許さず、市民合意で同和対策を円滑に終結させたことにあります。

日本国憲法に基づく地域住民運動を通じて部落問題の最終的解決をめざす神戸人権交流協議会に引き続き支援・ご協力を心からお願ひいたします。以上

大好評の神戸人権交流協議会ブログもご覧ください。

●ブログ・<http://plaza.rakuten.co.jp/jinkenren/>

人権と 部落問題

2017
6

特集 「部落差別
解消推進法」に抗して

「部落差別解消推進法」をめぐる状況と運動課題

新井 直樹

「部落差別解消推進法」・埼玉県の課題

三枝 茂夫

新法と神戸—検証・部落差別と部落解放運動—

森元 憲昭

「『部落差別』固定化法」問題に対する岡山での取り組み

吉岡 昇

時代錯誤の「部落差別解消推進法」反対のとりくみ

植山 光朗

解同の策動を許さず、同和行政の終結を

用松 律夫

日野町における同和問題解決の歩み

藤澤 直広

論説 天皇「退位問題」と「部落差別固定法」

東上 高志

「部落差別解消推進法」に対する声明

部落問題研究所臨時総会

世界のくらしと文化 韓国③ 画家・朴壽根

パクス・グン
松岡とも子

新法と神戸——検証・部落差別と部落解放運動——

森 元 憲 昭

一 新法に対する神戸市の基本的態度

神戸市の主体性と運動団体の責任
人権連神戸人権交流協議会は、部落差別解消推進法（新法）が成立した直後の2017年1月25日、神戸市と懇談をおこない、新法に対する基本的態度について質した。神戸市の担当部長は、宮崎辰雄前市長の「同和4原則」をわざわざ引用し、その基本精神を踏まえ、①公正・民主・公開の同和行政を支えた行政の主体性を堅持する、②同和対策の終結と一般行政への移行を明確にした「平成14年度以降の同和行政の在りかた」を堅持する、③「同和地区」（かつて同和対策を実施した地区の意）の改善と自立

促進は一般対策を充実して行う、と新法ができても従来の基本方針に変わりがないことを明言した。

こうした、ブレない姿勢の背景となる「同和4原則」とは、1974年11月に「解放同盟」によって引き起こされた八鹿高校事件の直後に開催された定例市議会において表明されたもので、その内容は、①差別の実態を正確につかむ、②「長期計画」の精神にのっとり施策をすすめる、③公正・民主的な対応をしていく、④行政の責任において進める、というもので、いかなる暴力的介入も許さず、部落差別を解消するために主体的に事業を推進するという原則を示す画期的なものであった。

この原則に基づき、同和特別法下において同和施策住宅（公営住宅）の家賃適正化（1982年7月）の取組をすすめ

た。同和施策住宅家賃を一般住宅の50%に引上げるだけの見直しであつたためか、当時、『小倉タイムス』の編集長瀬川負太郎氏から「馬の上に狐を乗せて引くようなもの」（氏の見地からいえば中途半端な見直しであつたらしい）だと揶揄されたが、家賃の値上げは居住者の日常生活に直結する重要課題であり、「解放同盟」の扇動もあって、同和施策住宅の居住者だけでなく全住民を巻き込む大議論となつた。関係地区で開催された住民説明会はヤジと怒号が飛び交い大紛糾したが、神戸市は行政の主体性を發揮し、「部落問題を解決するためには家賃の適正化は必要」という姿勢を貫き通した。

この時、われわれも組織の存亡をかけた。「全解連に裏切られた」「共産党に裏切られた」という批判を浴びながら神戸市を支持し、地元住民団体とともに住民を説得し、合意をとりつけた。

この合意形成を通じて、同和対策は一般地区との格差を是正するための特別対策であり、部落問題の解決には自立が必要であるという認識を定着させ、その後の神戸市の同和対策の基本方向と運動団体の責任を明確にさせたのである。

同時進行した震災復興と一般対策への移行

神戸市の「同和地区住民」にとつて、この一般対策への

移行時期は、住宅・生活のあらゆる場面において極めて過酷な状況のもとにあつた。新自由主義に基づく「構造改革」による教育・福祉の切り捨てが進められる中、阪神・淡路大震災（1995年1月）に襲われ、住宅・生活は甚大な被害を受け、公的支援制度のない中で住宅・生活を自力再建しなければならない苦難の時期と重なつた。

しかしこうした中でも、2000（平成12）年7月から同和対策の終結と一般対策への移行について、神戸市同和対策協議会（神戸市同対協）において論議が始まつた。物的事業の完了、個人施策の完了の状況を踏まえ、同和問題の解決は同和対策の終結、一般対策への移行しかないとが確認された。

審議の当初、当然ながら一部の委員から、震災の被害状況を踏まえて、個人施策の継続が提起されたが、ほとんどの委員が、「市民が同じように被害を受けている」「震災復興に特別対策はなじまない」という観点から受け入れられなかつた。また、約1年間にわたる神戸市同対協の審議期間中において、「同和地区」の住民からもみるべき反対意見も反対運動もなかつた。

これは「同和4原則」の精神と同和施策住宅家賃の適正化の教訓が定着していたからである。

同和対策は、2001（平成13）年9月に出された神戸

市同対協の「神戸市における2002（平成14）年度以後の同和行政の在りかたについて」の答申に基づき、激変緩和措置中の個人施策を除き、同年3月に基本的に終結した。個人施策も計画通り終結した。

当然ながら、神戸人権交流協議会は同和補助金（委託事業費）はすべて法期限内に返上した。その理由は、激烈な家賃適正化運動、震災復興支援を通じて得た「会員と住民に依拠して運動すれば必ず道は開ける」という確信と「同和地区住民」が困難に直面することを知りつつ、同和対策の終結と自立を提起する運動団体が、同和補助金をもらい活動することは、住民への裏切行為であると考えたからである。

二 激変する「同和地区」と新法

「部落解放」は支持されなくなっている

同和特別法と同和対策終結以後、神戸市内の「同和地区」の変貌は「化学変化」というべき状況を呈している。住環境の面からいえば、市街地の「同和地区」においては、阪神・淡路大震災の影響もあって、老朽化した長屋街区は除却され、跡には大型商業施設や新築住宅、民間賃貸アパートや分譲住宅が次々と建設され、外観的な町並みは

近代的で衛生的になり地区外からの住民が多く転入している。また、同和施策公営住宅も応能応益制度が導入され、一般の公営住宅と家賃体系が同じになつたため、「同和地区内」公営住宅についても一般公募が進められ、一部の地域を除き定着している。農村部においても、交通の利便性の高い「同和地区」では開発と住宅建設が進み、新来の住民により、世帯数と人口数が激増してきた。

こうした変化の中で、部落解放運動の紐帶であった「部落民」という「同族・血族意識」は薄れ、その言葉は「同和地区内」においても嫌悪される状況さえ生まれている。実際に、人権連に対していくつかの地区の住民団体の代表や住民から「部落解放」を掲げるポスター、ビラを出さないでほしいという要望を受け、配布することが出来なくなっている。

こうした住民の意識の変化を把握せず、東大阪市から部落解放同盟全国連合会（全国連）という団体が、阪神大震災の混亂に乗じて神戸の「同和地区」に入り、その種のビラをまいて組織しようとしたが、支持を得られることなく失敗している。

「部落解放」は「同和地区」の旧住民と新住民による新しい自治・コミュニティ形成を阻害する要因となつても、神戸市における一般対策への移行は、部落問題を基本的に都市問題に転化させたが、充分な対策は講じられていない。市街地「同和地区」の住宅の半数以上を占める公営住宅の管理者（大家）は神戸市であり、そこに居住する市民の生存権（日本国憲法25条）を守る責務を負っているはずであるが、そうした認識はなく、管理の民間委託、公営住宅の戸数削減を進め、あまつさえ行政責任である震災被災者の「借上住宅」からの追い出しをすすめている。

以上のように、神戸市内の「同和地区」の主たる課題は、貧困をはじめとする都市問題の解決であり、その取組みを通じて最終的に部落差別を解消することである。

三 新法と「部落差別」固定化・永久化論の検証

「部落差別」は固定化・永久化しない

新法は人権連と日本共産党との国会内外の共同闘争で附帯決議を付けさせ、事実上の宣言法にするという大きな成

促進する力にはならない時代に入っているのだ。こうした「同和地区」の変化を踏まえるならば、新法により同和地区（かつて同和対策を実施した地区）や同和地区住民を復活することは不可能である。

都市問題と「貧困の連鎖」

かつて著名な学者から部落解放運動の独自課題として「部落の後進性」が提起されたことがあるが、現在ではあまり論議されることはない。それはあくまでも部落や同和地区という括りが存在してはじめて成立する概念であり、「だれが部落民？どこまでが部落？」という時代には通用しない。

しかし、明確な独自課題は存在しなくなつても、「同和地区」の課題は山積している。福祉・教育の面からいえば、特に市街地「同和地区」においては、画一的な公営住宅中心の住環境整備が行われたこともあって、地域の資産家・高額所得層を転出させ、低所得者を中心とする地域社会が創出され、その中に、かつて「同和地区」の格差の主な原因とされた親世代の貧困が子どもに受け継がれる「貧困の連鎖」が閉じ込められる結果となつた。

少子高齢化の急速な進行、国による年金・医療制度の相次ぐ改悪、新住民のほとんどが公営住宅入居可能な低所得

果を上げたが、この共同闘争のスローガンとなつた「部落差別」固定化・永久化法について、神戸の「同和地区」の変化を踏まえて問題提起したい。

突如、提起された時代錯誤の法律ということもあって、より強烈な反撃が必要であったこともあるてか、このような感情的ともいえるスローガンになつたことは一定程度は理解できるが、その結果「この法律は未來永劫、私たちとその子孫に部落の烙印らきんを押すことになります」（11月16日付『しんぶん赤旗』）という悲劇的な誤解を生むことになった。

実際に、私たちの周りからも、そうした心配が寄せられていた。そうした意味では、これは単純な反対スローガンの問題ではなく、部落問題の基本的認識に関わる問題と考えられるので、改めてここで検証し、問題提起をしておきたい。

まず、①部落差別は実態概念であり、差別事象があつてはじめて成立する。こうした観点からいえば、社会問題としての部落差別は基本的に解消しており、固定化・永久化はできない。新法は鍋でいえば蓋のようなものであり、鍋（部落差別）が無ければ役に立たない。「臭いものに蓋」という例えもあるが、「臭いもの」があるから蓋ができるので、部落差別がないのに固定化・永久化は神様・仏様でもできないはずである。②法律に明文化され、法律が廃棄

国民の歴史・社会に対する科学的認識は広がり、「部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動が受け入れられない状態」が基本的に実現しているからである。

この観点からいえば、仮に自治体で「施策」や「実態調査」が行われたとしても、批判が巻き起こる（新法に対するマスコミの異常な沈黙はそれを証明している）としても社会問題として部落差別が再生することはないし、国民の人権認識が後退することはない。また、この国民の人権認識を支えに運動すれば、簡単に「身分起こし」につながる「実態調査」や「施策」が実施できるとは思えない。

以上のように検証していえることは、この法律の本質は「解放同盟」に屈伏して主体性を放棄し、同和対策を進めている自治体に対して同和対策継続に法的根拠を与えたもので、同和対策継続法というべきものである。到底「部落差別」を固定化・永久化できるような代物ではない。

むしろ、この法律の趣旨と附帯決議を利用して、同和対策を継続してきた自治体の同和対策および運動団体への補助金を廃止させるべきであろう。

四 新法と部落解放運動の在り方

されないかぎり部落差別が再生、固定化されるという意見があるが、本来、法律は基本的に達成すべき目標と方法を明記したものであり、法律の文面それ自体が部落差別を引き起こすものではない。③法律に基づき「施策」や「実態調査」が実施されれば固定化・永久化するという意見もあるが、前記の通り、「同和地区」の劇的変化によって既に新法は受け入れがたい状況となつていて。また、予算措置のない今回の法律では、その実施は相当困難である。④仮に「解放同盟」の圧力で、どこかの自治体が「実態調査」や「同和施策」（現在でも行つてゐる自治体が存在する）を行つたとしても、それが全国に波及して「部落差別」の固定化や永久化につながるとは到底考えられない。

差別や偏見が受け入れられない社会

最後に、このスローガンの一一番大きな問題は、部落差別の解消を部落と部落解放運動のみの視点で規定していることである。

部落差別や偏見の解消は、部落解放運動や同和対策のみで進められてきたわけではない。日本国憲法制定以後、封建的社會制度や家父長的家族制度が急速に崩壊するとともに、社会の民主化がすすみ、国民の人権・民主主義の運動基盤の上に、部落解放運動および同和対策が進展する中、

部落解放運動を構成する要件は、①部落差別を残し支える歴史的・社会的諸条件が存在すること、②社会問題としての部落差別が存在すること、③「同和地区」に部落解放の主体となる組織や住民が存在することである。

この構成要件に照らせば、①と②は基本的に解消しておらず、検証すべき課題は、今日においてもなお部落解放の主体が必要かどうか？ 必要とすればどのような主体が必要とされているか？ を地域の変化と合わせ明確にすることである。

「解放同盟」は、「部落民」という身分的紐帯を基礎に部落差別告発型の運動を継続している。人権連は、階層・分野別の地域住民運動によつて部落差別の最終的な解決をめざしつつ、「解放同盟」対応の運動を継続している。

この度の「新法」制定は同和対策復活の可能性を作り出したが、すでに終結した自治体での復活は相当困難であるが、同和対策を継続している自治体には継続の根拠を与えた。その結果、「解放同盟」は同和対策を通じて築いてきた行政と政党との癒着（トライアングル）、それを通じての地域支配の継続、各種同和補助金を基礎にした運動の継続が可能となつた。新法は「解放同盟」の生き残りに手を貸したのである。

「解放同盟」は、今後もこの「新法」を利用して同和対

策を継続していくために部落差別を探し求めて運動を進めしていくことになるが、部落差別の解消は大きく進んでいるために充分な結果が得られないことは明白である。そこで、誰が発信しているかわからない「ネット差別」の利用、これまでにもあった差別の「マッチポンプ」や「でつち上げ」などを通じて同和対策を要求することになる。これは「差別の連鎖」である。

他方、人権連も「同和地区」を代表する正義の味方として、その「解放同盟」と対決することになるから、一般対策引き上げ、階層・分野別の地域住民運動に専念できないばかりか、いつまでも「解放同盟」対応の「連鎖」の中には埋没せざるを得なくなる。「解放同盟」が先に倒れるか、それとも人権連が先に倒れるか、まさにデスマッチ状態が続くことになるのである。

同和対策が無くなれば部落解放運動は消える

前記のように、運動の基盤の解消、組織の高齢化が進む中、同和対策を否定し、同和補助金を受けとらない人権連が運動を継続できるかどうか、また、「解放同盟」対策の責務を負い続けられるかどうか、また、今日の段階において、人権連対「解放同盟」という図式が本当に正しいかどうか、再検討すべき段階に来ているのではないか。

こうした問題に対する一つの答えは、神戸市における人権連と「解放同盟」の関係の中にあると考えられる。神戸市では、人権連と「解放同盟」が「まちづくり協議会」に参加し、安全・安心・快適な地域づくりのために一致し、共に阪神大震災の復興や街づくりを進めてきた。その際、部落差別に対する認識や運動論の相違は保留しあつていて、同和対策が無くなると、同和対策の終結と一般対策への移行を決めた神戸市の神戸市同対協（すでに解散）の最終答申を尊重しているからである。

同和対策は無い。当然ながら両組織とも同和補助金はもらっていない。その結果、喜ぶべきことに部落解放の基盤の衰退と高齢化の進行により、自然消滅の危機に直面しているのである。

同和対策が無くなれば「連鎖」は無くなる。「連鎖」が無くなれば部落解放運動も無くなる。この単純で明確な真実を政府も自治体も運動団体も直視すべきである。

五 人権交流の新しい模索は継続する

地域は国の基礎にあたり、地域が健全であることが国の健全な発展を保障することになる。地域住民が安全・安心

り、地域の社会問題の解決は国や自治体との対峙抜きにはありえない状況になつていて。

当然ながら、人権連だけではそれらの課題に対応することはできない。神戸人権交流協議会は、地域において分野別・階層別運動を総合的に継続的に進める新しい地域住民運動として、教育・文化協同組合、NPOまちづくり神戸、民主企業組合、人権と民主主義を育てる会を基礎に、「安心・しあわせネットワーク」を結成し、果敢に挑戦している。（もりもと のりあき／特定非営利法人まちづくり神戸事務局長）

に暮らせるような状態になることが、国の安定につながるのである。地域における住民運動の主体は、地域住民である。それは一定の区域に居住して、生活の空間を共有しているあらゆる階層・職業の人たちを指す。

その運動の特徴は、労働組合運動、消費者運動、NPOなど非営利活動法人、政党活動などとは違い問題が解決すれば解消する住民運動である。

部落解放運動も基本的には地域住民運動の範疇に入る。ゆえに、独自課題の解消とともに部落解放運動は消滅していく。神戸市の解放運動は正しく消滅に向かっている。しかし、終わりは始まりもある。

前記の通り、一般対策移行後の神戸市の最大の課題は、部落差別の解消ではなく、資本主義が生み出す貧困問題をはじめとする都市問題の解決が最大の課題となつていて。高齢者世帯にのしかかる医療費や介護保険料の負担増、憲法25条が保障する「人間らしく生きる最低限の権利」が脅かされているワーキングプアの問題など、その課題は深刻である。さらに、環境保全・再生、まちづくり、教育・文化、保健・衛生など住民の安全・安心・快適な生活を守るために課題も山積している。

現代における社会問題は、その多くが地域から発生するが、その問題や課題は自治体や国の政策に深く関わってお



部落問題研究所創立60周年記念事業

「部落」差別の厳しさを一面的に強調する人たちがいますが、それは事実に反します。部落問題はその属性(固有の性質)である「封建的身分の後遺症」を除去することで基本的には解決します。「後遺症」の解消は、高度経済成長とそれに起因する社会構造の変化以後、不可逆的に前進しました。

『部落問題解決過程の研究』全5巻は部落問題の解決に至る過程を学問的・実証的にあきらかにしています。

自由と人権、民主主義を躊躇する風潮が強まっている今日、基本的に解決段階に到達しつつある部落問題の解決過程の研究成果が普及され、活用されることは有意義です。殊に、部落問題の解決が早期に前進した歴史的諸条件の分析と総括は、新たに惹起されている場合も含め、他の差別・人権問題の解決の促進に役立つものとなるに違いありません。

図書館、学校、
研究機関・自治体関係
必携



部落問題研究所編 A5判・上製カバー
1~4巻平均430頁・5巻660頁

全5巻セット定価(本体44,000円+税)
分売定価1~4巻(本体各8,000円+税)
5巻(本体12,000円+税)

多くの分野の研究者が結集し、
部落問題の解決過程をめぐる動向を、
日本社会の構造変化に視点をおいて
科学的に分析し解明する。

部落問題解決過程の研究 全5巻完結!!

〈執筆者〉論文掲載順	
第1巻 歴史篇	鈴木 良、佐々木隆爾、廣川禎秀、森下 徹、西尾泰広 竹末 勤、尾川昌法、大森 実、石川元也
第2巻 教育篇	梅田 修、森田満夫、川本治雄、生田周二、川辺 勉 谷口幸男、河瀬哲也、山田 稔、山脇正孝
思想文化篇	成澤榮壽、山科三郎、日隈威徳、秦 重雄、川端俊英 小原 亨、澤田章子
第3巻 現状・理論篇	石倉康次、河野健男、梅本哲世、川嶋重信 資料篇I【編者】西尾泰広、鈴木 良、廣川禎秀
第4巻 資料篇II【編者】	鈴木 良、廣川禎秀、西尾泰広
第5巻 年表篇【編者】	年表編集委員会編

雑誌 04229-06



4910042290672
00600

発行所 公益社団法人
部落問題研究所

発行人 尾川昌法

〒606-8691

京都市左京区高野西開町34-11

TEL.075-721-6108 FAX.075-701-2723

Email burakken@smile.ocn.ne.jp

振替 01040-5-17329